

## 議案第 17 号

向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第59条の12及び第59条の34中「重要事項に関する規程」の次に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加える。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「、第39条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
 関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行						
<p>(運営規程)</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程_____を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程_____を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>						
略	略						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">看護師又は准看護師</td> </tr> </table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定	看護師又は准看護師	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">看護師又は准看護師</td> </tr> </table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定	看護師又は准看護師
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定	看護師又は准看護師					
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定	看護師又は准看護師					

設等のいずれかが ある場合	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護 事業所、指定地域 密着型通所介護事 業所、指定認知症 対応型通所介護事 業所、指定介護老 人福祉施設又は介 護老人保健施設
------------------	---

7～13 略

設等のいずれかが ある場合	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護 事業所 _____ ____、指定認知症 対応型通所介護事 業所、指定介護老 人福祉施設又は介 護老人保健施設
------------------	--

7～13 略

向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行												
<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を<u>聴く</u>機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同</td> <td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護サービスの事</td> <td>看護師又は准看護師</td> </tr> </table>	略	略	略	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護サービスの事	看護師又は准看護師	<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を<u>聞く</u>機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同</td> <td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護サービスの事</td> <td>看護師又は准看護師</td> </tr> </table>	略	略	略	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護サービスの事	看護師又は准看護師
略	略	略											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護サービスの事	看護師又は准看護師											
略	略	略											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護サービスの事	看護師又は准看護師											

一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
---------------------	--

7～13 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項を除く。)、第56条、第59条及び第60条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
---------------------	---

7～13 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条\_\_\_\_\_、第56条、第59条及び第60条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。